



法改正をきっかけに こんなお客様に アドバイスを行おう

① ② 上田亨 FPオフィス・うえだ
ファイナンシャルプランナー
③ 佐藤正明 税理士・社会保険労務士
CFP®・1級FP技能士

お客様の事例を挙げながら、今般の改正の中で特に重要な3つの項目について解説する。

① 配偶者に居住用不動産の遺贈・贈与を考えているお客様 改正による遺贈・贈与の有効性を伝え手続きを支援



今 回の相続法改正の特徴の1つとして、被相続人の配偶者を保護する方策がいくつ

か措置されたことが挙げられる。その1つに「持戻し免除の意思表示の推定規定」の新設がある。簡単にいえば、婚姻期間20年以上の配偶者が居住用不動産の遺贈または贈与を受けた場合、その不動産を遺産分割時の特別受益の持戻し計算に入れないこともよいとする規定である。

配偶者のことを心配し、居住用不動産の贈与を考えているお客様などにアドバイスしたい。

生前贈与された配偶者は遺産分割で不利な場合も

① 規定新設の背景

遺産分割は、被相続人の相続開始時に被相続人が所有していた相続財産を対象に行われる。ただし、被相続人が生前に推定相続人の一部に財産を贈与していた場合に、遺産分割を残りの相続財産から行うと、生前贈与を受けた相続人と、そうでない相続人との間で不公平が生じることになる。

そこで民法では被相続人から遺贈や贈与を受けた相続人がいる場合、その贈与分を加えたものを相続財産とみなす規定がある（特別受益の持戻し」。民法第903条第1項）。

しかし、配偶者に遺贈・贈与された財産も遺産分割の対象とすると、例えば配偶者が自宅を

適用対象となるのは7月以降の贈与

② 改正による変更点

このような問題を受け、改正相続法では「持戻し免除の意思表示の推定規定」（以下、「本規定」）が新設された。

本規定は、婚姻期間20年以上の夫婦間において、一方の配偶者が他方の配偶者に対して、その居住用不動産を遺贈または贈与したとき、被相続人による特別受益の持戻し免除の意思表示

があつたものと推定し、遺産分割においては、原則として当該居住用不動産の持戻し計算を不要とするものだ（改正民法第903条第4項）。

持戻し免除の意思表示の推定はあくまで「推定」なので、被相続人が異なる意思を表示していた場合は持戻し免除が認められない。遺贈・贈与する居住用不動産について持戻しを望まない場合には、その旨を書面等で残しておいたほうが相続人間の

争いの種にならなくて済むだろう。

本規定で注意すべきなのが、居住用不動産を遺贈・贈与した時期だ。2019年7月1日より前に遺贈または贈与された場合、本規定は適用されず、遺産分割時には被相続人の相続財産に含まれることになる。適用されるのは7月1日以降の遺贈・贈与である。

本規定は、相続税法の「贈与税の配偶者控除」（相続税法第

21条の6）という特例にも似ている。これは、婚姻期間が20年以上の夫婦の間で、居住用不動産またはそれを取得するための金銭の贈与が行われた場合、贈与税基礎控除110万円のほかに最高2000万円までが非課税となる特例である。

この点、相続法改正で新設された本規定は居住用不動産が対象で、居住用不動産を取得するための金銭は含まれない点が異なる。また、金額の上限はな

預貯金の割合が低い場合贈与の活用をアドバイス

③ 具体的な事例

本規定は、居住用不動産の遺贈・贈与を考えるお客様およびその配偶者にどんなメリットがあるのだろうか。

図表1は、お客様の相続人が妻と、先妻の子というケース。妻は自宅を生前贈与されている。民法改正前であれば、生前贈与された自宅も相続財産に含めるので、妻の取り分2500万円から自宅分を差し引いて、預貯金は500万円しか受け取ることができない。

一方、改正後は、自宅分は相続財産に含めないため、妻と先妻の子はそれぞれ1500万円を受け取ることができる。改正前であれば、妻は十分な

図表1 相続人が妻と先妻の子のケース

